

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和 7 年 6 月 1 0 日

収支等命令者

佐賀県伊万里農林事務所長 川路 勝

1 条件付競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和 7 年度 佐賀県伊万里総合庁舎樹木等維持管理業務委託
- (2) 委託業務の内容 別紙「伊万里総合庁舎樹木等維持管理業務仕様書」による。
- (3) 履行期間 令和 7 年 6 月 30 日から令和 7 年 10 月 31 日まで
- (4) 履行場所 佐賀県伊万里市新天町 122-4

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第 2 条第 2 項の規定により、佐賀県建設業者施行能力等級表の造園工事に登録されていること。
- (2) 伊万里土木事務所管内に建設業法第 3 条に規定する本店を有する事業者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加停止措置を受けている者、又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当するものでないこと、及び次の②から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、下記に示す提出書類を令和7年6月19日（木）午後5時まで
に下記の担当課に持参又は郵送（同日午後5時までに担当課へ必着）してください。

※ 提出書類

（１） 入札参加届 （様式第1号）

（２） 営業概要書 （様式第2号）

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

※ 担当課

郵便番号：848-0041 佐賀県伊万里市新天町 122-4

佐賀県伊万里農林事務所 総務課 総務・管理換地担当

電話 0955-23-5171

4 入札書の提出場所等

（１） 契約条項を示す場所、入札説明書（仕様書等）の交付場所及び問い合わせ先
上記3の担当課に同じ。

（２） 入札説明書（仕様書等）の交付方法

令和7年6月10日（火）から同年6月19日（木）までの日（佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、上記3において交付します。また、佐賀県ホームページからも入手できます。

（３） 入札説明会 実施しません。

（４） 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和7年6月24日（火） 午前10時00分

イ 場所 佐賀県伊万里市新天町 122-4

佐賀県伊万里総合庁舎 別館 2階 第2会議室

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札とします。ただし、代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出してください。

エ 開札方法 入札者又はその代理人の立会いのもとで行います。

5 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

6 入札保証金及び契約保証金

（１） 入札保証金 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除します。

（２） 契約保証金 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第115条第3項第3号の規定により免除します。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札参加資格のない者、条件を満たさない者及び虚偽の申請を行った者がした入札

8 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

9 落札者の決定方法

- (1) 入札書比較価格以下で、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とします。
- (2) 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返します。
- (3) 上記(1)に定める価格で入札を行った入札者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。
- (4) 第一回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第3回目を限度とする）を行います。再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札した者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約を行います。

10 最低制限価格の設定

無

11 その他

- (1) 契約にあたっては、契約書の作成を要します。
- (2) 代金の支払い方法 完了払い
- (3) 問合わせ先 佐賀県伊万里農林事務所 総務課 総務・管理換地担当
電話：0955-23-5171